

西東京市公立保育園のあり方について（案）

1. 公立保育園が存在する意義

現在西東京市では、認可保育所及び地域型保育事業施設が49園あり、その内公設公営保育園（以下「公立保育園」という。）は10園となっている。また、公立保育園に入所する子どもの割合は全体の26%程度で、民間の保育施設が保育の受け皿の大半を占めている状況である。

民間の保育事業者の中には、全国的に多数の保育施設を運営している事業者や、長年西東京市で保育園の運営を行っている社会福祉法人等がある一方、初めて保育施設の運営を行う事業者や、個人で運営する保育施設等もあり、様々な運営形態・保育理念・施設規模の保育施設が存在している。

そうした中であって、西東京市全体の保育の質の低下や偏りが無いよう、保育の質の担保を図るためには、公立保育園を一定数維持していく必要がある。

公的な機関である公立保育園は、自園の運営（保育の実施）に注力するだけではなく、各公立保育園がそれぞれの地域で保育行政の中心となり、民間保育施設等との連携・協力体制を構築するとともに、これまで公立保育園として培ってきた知識・経験・ノウハウを活かして民間保育施設に必要な支援を行うことで、地域全体の保育の質の向上を図っていくことができる。また、民間保育施設では対応が難しいケース（災害時の地域の子どもの受け入れ等）や保育園に通っていない子育て家庭への支援等の公的な役割を担っていくことも必要であり、そうした役割を担っていくことが、公立保育園が存在する意義となるものである。

2. 公立保育園に求められる役割

【平成29年7月に市内の公設民営保育園、民設民営保育園、地域型保育事業所、認可外保育施設の計62施設（回答施設数は35施設。回答率53.2%。）を対象に実施した「公設公営保育園に望む役割に関するアンケート調査」の結果から】

①保育施設同士が相互に連携するための施設間のネットワーク構築支援

保育・地域の情報共有、緊急時の協力、人材交流等による人材育成等のために保育施設間のネットワークの構築は必要であり、そのための支援として、連絡会の開催支援、事例等の取りまとめ、施設間のコーディネート等が公立保育園に求められている。

②公立保育園の職員による研修や勉強会の企画・開催

研修及び勉強会の内容としては、保育内容について、保護者対応について、給食・調理について、災害時の対応・避難訓練等について、アレルギー対応について、職員の育成について、地域との関わりについて等が特に求められている。回数は年2～4回程度。

③保育内容や運営等に関する公立保育園の職員への相談

相談内容としては、給食・調理について、衛生管理について、保育内容について、災害時の対応・避難訓練等について、アレルギー対応について等が求められている。特に地域型保育事業所については、各施設に看護師や栄養士等専門職が配置されていないことが多いため、公立保育園の専門職への相談が他の施設と比較して多く求められている。

④公立保育園の保育士、栄養士、看護師等による巡回訪問（主に地域型保育事業所）

公立保育園の職員への相談と同様に、地域型保育事業所では各施設に看護師や栄養士が配置されていないことが多いため、専門職による巡回訪問が特に求められている。訪問回数は年2～4回程度。それ以外の施設については、法人内に同じような制度があることや、園独自の考え方がある等の理由から、あまり要望は多くなかった。

⑤比較的重度の障害やアレルギーがある子どもの受入れ

⑥養育困難家庭や被虐待児に関する子ども家庭支援センターとの連携支援

⑦在宅で子育てをする家庭への園庭やプール等の施設の開放

公設民営保育園は全園実施しているが、その他の施設ではほとんど実施していない。

⑧在宅で子育てをする家庭に対する専門職による子育ての相談・助言

⑨災害時の地域の子ども・保護者の受け入れ

⑩地域型保育事業所の連携施設

3. 公立保育園が果たすべき役割

①保育行政を担う人材の育成

I 公立保育園が蓄積してきた知識・経験・ノウハウ・理念等の継承

・ベテラン保育士による保育士等への研修の実施

・シミュレーション研修での知識・技術の伝達

II 現場での実践に基づいた助言・指導及び支援を担える職員の育成

・民間保育施設への情報提供や支援等を意識した園内研修の実施

・児童館やひいらぎ、のどか等の他機関への公立保育園職員の異動（出向）

・研修に参加した場合や異動（出向）先から戻ってきた際の伝達研修の実施

・課題やケース等についての各公立保育園の職員同士での演習・検討会の実施

・副園長の保育への関わりの促進と保育士が保育に専念できるようにするための事務職員の配置

・公立保育園の職員がキャリアアップするための資格取得、研修参加等の支援

III 保育所の評価・監査・指導及び施策の立案等を担うことができる職員の育成

・異動等を含めた職員の育成計画の確立

・経験年数等に応じた段階を踏んだ研修計画の確立

・他市の保育士等との情報交換・交流

IV 保育業務だけでなく、行政職員としての意識及びスキルの向上を図り、指針や手引き等の

作成、保育理念の見直しを担う等、西東京市の保育行政の中心となる人材の育成

・公立保育園の保育士が保育課に一定期間勤務することによる保育行政等の把握

・保育行政等に関する保育士向けの庁内研修の実施

②地域全体の保育の質の確保・向上の支援

I 民間保育施設との連携・交流促進（民間保育施設との情報交換、現状の把握）及び施設間のネットワーク構築の支援

・綿密な連携を図るためのペア園の確立

・お互いの園の保育や子どもとの関わり等を観るための保育参観等の実施

・公立保育園での定期的な合同保育の実施による子どもと職員の交流促進

- ・民間保育施設と小学校、幼稚園等が情報交換できる連絡会等の調整・開催
 - ・従来の0～5歳児クラスに加えて（緊急）一時保育クラス・子育て家庭支援室・障害児相談等の機能を持たせるとともに代替保育や事業者支援に回れる職員体制を確保した総合園の創設
 - ・切れ目のない支援を可能とするため、建て替えと併せたピッコロ広場、保育園、児童館、子ども家庭支援センターの機能を併せ持った複合施設の創設
 - ・乳児園又は幼児園として特化した園の創設
 - ・民間保育施設と共同での保育のガイドライン策定
 - ・マネジャー制度の確立による地域と保育園の連携促進や包括的な子育て支援等の実施
- II 公立保育園の保育士による相談対応（情報の提供・助言）、必要に応じた地域型保育事業所等への専門職の巡回訪問
- ・相談対応や巡回訪問等をするための専門職員（コーディネーター）の配置
 - ・定期的な巡回訪問の実施（継続的な状況の把握、最新情報の提供）
- III 民間保育施設向けの研修の企画・実施（保育内容、保護者対応、給食、災害時対応、アレルギー対応、職員の育成、地域との関わり等）
- ・経験年数等に応じた段階を踏んだ研修カリキュラムの作成・実施
 - ・保育についての共通認識を持つための合同研修会の開催
 - ・定期的な情報交換会の実施と保育等に関する新しい情報の提供
 - ・公立保育園と民間保育施設の多世代の保育士及び同世代の保育士の交流・勉強会の開催
 - ・公立保育園と民間保育施設の同歳児の担当保育士の交流・勉強会の開催
 - ・専門職ごとに企画・立案した研修・講座・実習・懇談会等の実施（多様な研修メニューの作成）とフォロー体制の確立
 - ・公立保育園が使用している各種マニュアルの共有及びマニュアル等を基にした研修の企画・実施
 - ・民間保育施設と共同での行事等の企画・実施
 - ・ベテラン保育士の派遣による民間保育施設の若手の育成及び保育技術の共有化
 - ・地域子育て支援センターが実施している地域事業等のスキルの共有化
 - ・対応困難ケースについての情報交換・検討会（ケース会議）の実施
 - ・公民合同での職種別の研究会の立ち上げ、報告会の実施
 - ・民間保育施設の職員が研修に参加したくても職員不足により参加できない場合の公立保育園の職員による代替保育や合同保育の実施
 - ・一定期間の公立保育園での民間保育施設の職員の受入れ（新人研修等）及びその間の代替職員としての民間保育施設への職員の派遣
- IV 地域型保育事業所の連携施設（3歳時以降の受皿、集団保育の体験機会の提供、代替保育、合同保育等）
- ・弾力化の見直しによる3歳児以降の定員の拡大

③保育のセーフティネット

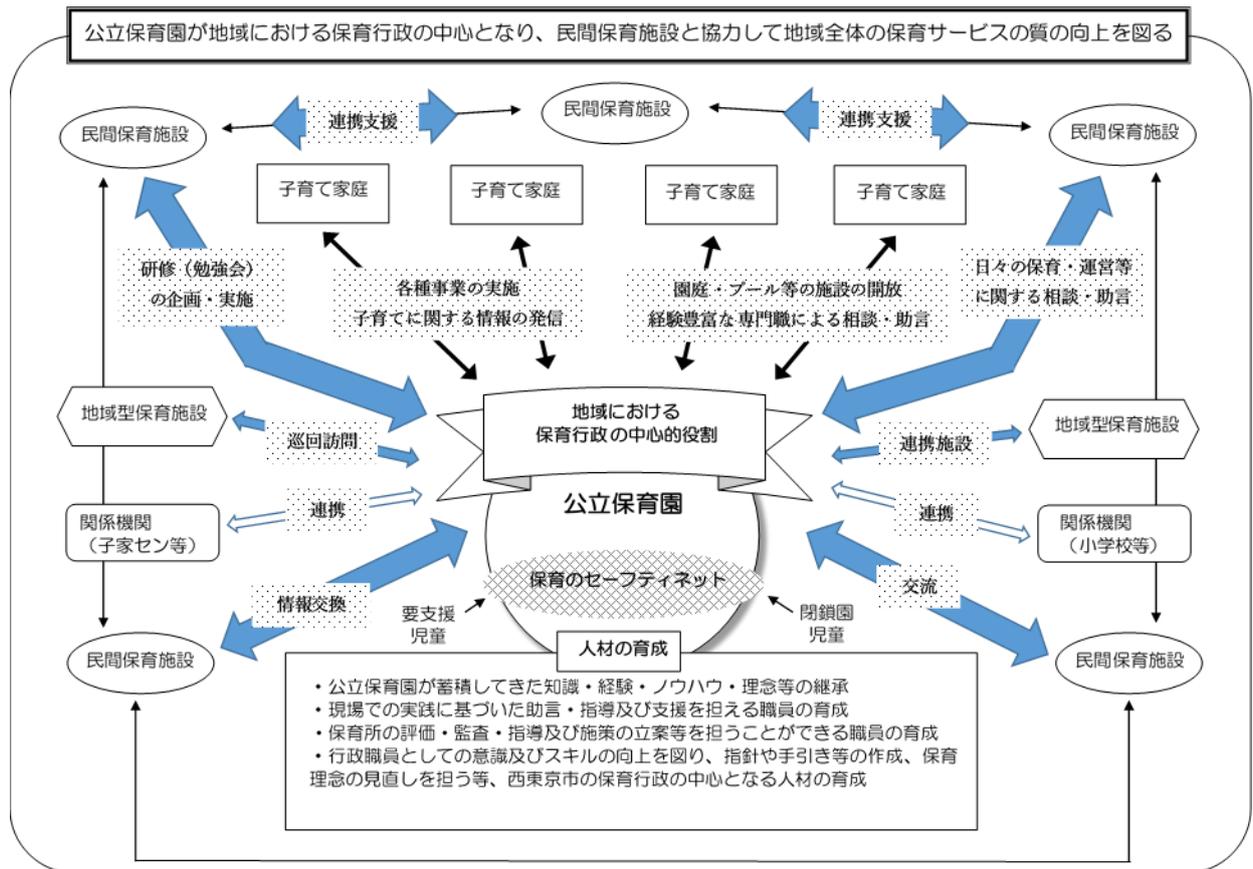
- I 複雑な家庭環境や比較的重度の障害・アレルギー等により、特別な対応が必要な子どもの適切な受入れ

- ・特別な対応が必要な子どもを受入れるための専門職員の配置
 - ・保育士が適切に対応できるようにするための専門的な研修の受講
 - ・重度の障害等があり特別な対応が必要な子どもの受入れに特化した園の設定
 - ・健常者と障がい児が共に過ごす「統合保育」の実施
 - ・障害児の療養施設との連携や保育中に療育を受けるための送迎等の支援
 - ・集団生活に向かない医療ケアを要する子どもに対する保育士の出張
- II 不適切な養育や児童虐待の早期発見及び子ども家庭支援センター等の専門機関とのスムーズな連携、民間保育施設と専門機関との連携支援
- ・子ども家庭支援センター等への保育士の派遣研修の実施（養育困難家庭の子どもの保育の実施）
- III 民間保育施設が何らかの事情で急遽閉鎖する場合等の入所児童の受け皿
- ・弾力化定員の調整による受皿の確保
- IV 災害時の地域の子ども及び保護者の受け入れ
- ・災害時に公立保育園と民間保育施設間で協力・連携できる体制の構築
 - ・避難訓練等の合同実施と反省点、課題等の共有

④在宅で子育てをする家庭への支援

- I 在宅で子育てをする家庭（保護者）が必要としている支援の把握と実施
- ・一時保育の拡充
 - ・公立保育園に来ることが難しい保護者に対する保育士の訪問（情報提供、相談対応、リフレッシュのための家庭での保育の実施等）
 - ・妊娠前から公立保育園で関わることができるようにするための講座等の充実
 - ・公開保育の実施
 - ・公園等での公立保育園の子どもと合同での青空保育の実施
- II 在宅で子育てをする家庭（保護者）が必要としている情報の把握と提供
- ・健康課との連携（公立保育園での母子手帳の配布、健診や訪問等の合同実施等）による情報提供及び子育て家庭の情報収集
 - ・公立保育園に来ることが難しい保護者等へのメールや SNS 等での情報の発信
 - ・子育て世代がよく足を運ぶ場所（公園やスーパー等）やイベント会場での相談ブースなどの気軽に立ち寄れる窓口等の設置
- III 在宅で子育てをする家庭への施設・設備の開放
- ・園庭開放の充実（公立保育園に来やすい状況を作ることで相談にもつなげる）
 - ・子育て家庭が参加可能な行事の充実
- IV 保育士・栄養士・看護師等の専門職による子育ての相談・助言（現場での実践に基づいた助言）
- ・専門職による育児相談や育児講座の充実
- V 他の公的機関へのつなぎ役
- ・健康課・子ども家庭支援センター・公立保育園等の役割分担の明確化
 - ・スムーズに連携体制を構築するための子ども家庭支援センター等の公的機関への公立保育園の保育士等の派遣研修の実施

【イメージ図】



4. 公立保育園の適正配置

①公立保育園の適正配置についての考え方

- ・園によって支援する民間保育施設数と保育需要が偏ることがないように、バランスのよい配置にする。また、それに伴い現在の圏域（ブロック分け）の見直しを行う。
- ・現在地域事業や民間保育施設との連携支援を行っている地域子育て支援センターの機能を生かす。
- ・より多くの事業等を展開できるよう、設備が充実している大型園を優先的に残す。
- ・可能な限り地域の子育て家庭が徒歩で利用でき、かつ日常的な支援のため各民間保育施設からも徒歩で通える範囲に公立保育園があることが望ましい。
- ・福祉避難所としての機能があることから、市内にバランス良く配置されていることが望ましい。
- ・各公立保育園が民間保育施設 10 施設程度を担当する配置が望ましい。
- ・現在の職員体制では新たな役割を担うことが難しいため、公立保育園として残すべき園以外の園を民間委託又は民間移譲することで余剰職員を確保し、公立保育園として残す園に配置することで公立保育園が果たすべき役割を担うための職員体制の充実を図る。
- ・将来的な子育て世代包括支援センターの構築や地域包括ケアシステムとの連携を視野に入れ、圏域の設定にあたっては現在の地域包括支援センターの4圏域8包括を考慮する。

②公立保育園の配置案

- ・大型園かつ地域子育て支援センターを併設している基幹型保育園5園については残すことを基本とする。ただし、施設所在地のバランス等によっては、残さない園が出ることも考えられる。
- ・基幹型保育園5園に加え、各園が担当する民間保育施設数が適切な数となるように及び子育て家庭と民間保育施設の職員が来園しやすい配置となるように、基幹型保育園以外の公立保育園を3園程度残す（公立保育園8園で担当する民間保育施設数を均等に割ったとすると、1園あたり8.25園になる。）
- ・2園程度を民間委託化又は民間移譲することで一定の余剰職員を確保し、その一部を公立保育園として残す園に順次配置することで、新たな事業等を実施するための職員体制を確保する。